

日本労働組合 東京合同労働組合同規約

評議 會

日本労働組合評議會綱領

- 一、組合運動の目的 組織と闘争とに依つて資本の搾取に對抗し、労働条件を維持改善し、生活の安定と向上を計り、労働階級の完全なる解放と合理的公正な社会生活の實現の爲に闘ふことは組合運動の目的である。
- 二、組合運動の教育的任務 組合運動によつて労働大衆を教育し、労働階級を統一し、資本主義の精神的支配より完全に獨立し、階級意識に基く團結的行動の訓練を興ふことば組合運動の教育的任務である。
- 三、行動の一般方針 労働階級の完全なる解放を以つて、一切の組合政策の根本基調とする。同時に、労働大衆との間に緊密なる提携を保ち、労働大衆の現實の必要と要求に立脚した政策によつて闘争を發展せしむるを以て、組合行動の一般方針とする。
- 四、組合組織の原則 組合の一切の機關には、一般組合員の意志を最も迅速正確に反映せしめ組合大衆をして、常に組合の行動に活発に關與せしめると同時に、衆の意志と行動とを最も有効に集中して最大の闘争力を發揮せしむるが如き民主的集中主義を以て適合組織の原則とする。
- 五、組合組織の目標 搾取者なる共通の利害と、之に基く階級意識に立脚して全ての労働者を産業的並びに一大階級の組織に團結せしむることを以て組織を進める目標とする。

第一章 名稱及目的

- 第一條 本組合ハ東京合同労働組合ト稱ス
- 第二條 本組合ハ日本労働組合評議會ニ加盟シ、其宣言、綱領及び決議ノ遂行ニ努メ東京地方ニ於ケル産業別労働組合組織ノ完成ヲ助成スル事ヲ以テ目的トス

第二章 組織

- 第三條 本組合ハ東京地方ニ於ケル各種産業ニ従事スル労働者ヲ以テ組織ス
- 第四條 本組合ニ加入セントスル者ハ別ニ定ムル所ニ從ヒ加入金貳拾圓ヲ添ヘテ加入希望者ノ勤務スル工場所在地ヲ統轄スル支部ニ申込みモノトス
- 第五條 支部ハ加入希望者ノ申込みニ對シテ規定ノ條件ヲ具備スルヤ否ヤヲ審査シ其加入ヲ許可スルモノトス
- 第六條 本組合ヲ脱退セントスル者ハ其理由ヲ明記シ本組合ニ關スル一切ノ關係ヲ離脱スベキ條件ヲ具備シテ所屬支部ニ申出ヅベシ
- 第七條 支部ハ其理由正當ナリト認めタル時ハ本組合トノ關係ヲ離脱スル手續ヲ了シテ脱退ヲ許可スルモノトス
- 第八條 本組合員ニシテ左ノ條項ニ該當スルモノハ大會、理事會ノ出席代議員又ハ理事三分ノ二以上ノ決議ヲ以テ除名スルコトヲ得
- 第九條 組合費三ヶ月以上ノ滞納者
- 第十條 規約及決議ニ違反シタルモノ
- 第十一條 組合ノ統制ヲ紊ルモノ
- 第十二條 本組合ニ屬スル組合員ハ其勤務スル工場又ハ住所ヲ中心トシテ卅名以上ヲ集結シ得ル場合ハ一支部ヲ組織スルコトヲ得
- 第十三條 同一工場ニ十五名以上ノ組合員ヲ有スル場合ハ工場分會ヲ組織シ、分會ニツ以上ヲ以テ支部ヲ構成ス。支部ハ本規約ヲ遵守シ本部ノ統制ニ從フモノトス

第三章 機關

第一節 大會

- 第十四條 大會ハ本組合ノ最高決議機關ニシテ各支部ニ於テ組合員廿名ニツキ一名、端數十名以上ニ達シタル場合一名ノ割合ヲ以テ選出シタル代議員ヲ以テ構成スルモノトス
- 第十五條 代議員ノ選出方法ハ各支部ニ於テ之ヲ定メ其資格ヲ證明スル信任狀ヲ大會ニ提出スルモノトス
- 第十六條 第九條 執行委員會、專門部長及支部長ハ大會ニ參與スルコトヲ得、但シ決議權ヲ有セス

三、右ノ數ヲ超ヘタル時ハ百名ヲ増ス毎ニ一名ヲ加フ

理事ノ選出方法ハ各支部ニ於テ之ヲ定メ選出後會長ニ届ケ出ヅベシ

第十五條 會長及執行委員ハ理事會ニ參與スルコトヲ得但シ決議權ヲ有セス

第三節 執行委員會

第十六條 執行委員會ハ大會ニ於テ選出シタル執行委員七名ヲ以テ構成シ連帶責任ヲ以テ大會及理事會ノ決議ヲ執行ス

緊急必要アル場合ハ大會又ハ理事會ノ決議ヲ俟タズ但シ大會又ハ理事會ノ事後承認ヲ經ル事ヲ要ス

第十七條 執行委員ハ必要ニ應ジ執行委員長之ヲ召集ス

第四節 專門部

第十八條 專門部ハ執行委員會ノ補助機關ニシテ別ニ定ムル細則ニ從ヒ執行委員會ノ下ニ職務ヲ分擔處理スルモノトス

第十九條 專門部細則ハ理事會之ヲ定ム

第二十條 專門部ハ左ノ八部門ニ分ツ

- 一、部組織
- 二、争議部
- 三、政治部
- 四、教育部
- 五、出版部
- 六、調査部
- 七、會計部
- 八、婦人部

第二十一條 專門部ニ關スル事務執行ノ責任ハ執行委員會之ヲ負フモノトス

第四章 役員

- 第二十二條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一、會長一名
- 二、執行委員長一名
- 三、會計監査役三名
- 四、書記一名
- 第二十三條 會長ハ大會ニ於テ選出シ大會及理事會ノ議長ニシテ本組合ヲ代表ス
- 第二十四條 執行委員長ハ執行委員會ニ於テ互選シ執行機關ヲ代表ス
- 第二十五條 會計監査役ハ大會ニ於テ選舉シ本組合ノ財産及會計監査ヲナスモノトス
- 第二十六條 書記ハ執行委員會之ヲ任命シ事務ノ執行ヲ補助スルモノトス
- 第二十七條 役員ノ任期ハ大會ヨリ大會迄トス但シ再任ヲ妨グズ
- 第二十八條 役員ニシテ缺員ヲ生ジタル場合ハ理事會ニ於テ之ヲ選出補充スルモノトス